

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	四百万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	二百万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	三百万円
	市町村	百五十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	百五十万円
	市町村	八十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円
五 物件の貸付け	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	二百万円
	市町村	百万円